

社会福祉法人 蒼生会 諸規程改訂の理由

規程名称	改訂理由
<p>役員等の報酬等に関する規程</p>	<p>●理事長報酬（月額）の変更 法人における資金収支の現状に鑑み、理事長報酬（月額）を減額する。</p> <p>●その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他規程との文章表現方法の統一 ・誤字脱字等の修正 <p>※変更等の詳細は以下別紙参照 「社会福祉法人 蒼生会 役員等の報酬等に関する規程 2026.04.01 変更前後の比較表」 「第4号議案 回覧資料① 社会福祉法人 蒼生会 役員等の報酬等に関する規程」</p>

改訂前		改訂後	
第1条	<p>(目的) この規程は、社会福祉法人蒼生会（以下「この法人」という。）の定款第9条および第23条の規程に基づき、役員等の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>	第1条	<p>(目的) この規程は、社会福祉法人蒼生会（以下「この法人」という。）の定款第9条および第23条※削除に基づき、役員等の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>
第2条	<p>(定義等) この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 役員とは、定款第5条に規程する評議員および第6条に規程する評議員選任・解任委員、第16条に規程する役員をいう。 (2) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）および手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。</p>	第2条	<p>(定義等) この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 役員とは、定款第5条に規定する評議員および第6条に規定する評議員選任・解任委員、第16条に規定する役員をいう。 (2) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費・旅費（宿泊費を含む）および手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。</p>
第3条	<p>(報酬等の支給) 役員等に対しては、職務執行の対価として、報酬等を支給するものとする。この法人を主たる勤務場所とし、法人の職員を兼務せず、週4日以上業務にあたる役員等には、別表1に定める月額報酬および別表2に定める日額報酬を支給する。 但し、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。</p>	第3条	<p>(報酬等の支給) 役員等に対しては、職務執行の対価として、報酬等を支給するものとする。 <u>(1)</u> この法人を主たる勤務場所とし、<u>この</u>法人の職員を兼務せず、週4日以上業務にあたる役員等には、別表1に定める月額報酬および別表2に定める日額報酬を支給する。 <u>(2)</u> この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。</p>
第4条	<p>(報酬等の額の算定方法) 役員等に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、別表1および別表2に定める範囲において決定する。 但し、役員等の報酬は定款第23条の規程により、別表3に記載の評議員会で別に定める総額の範囲を、評議員の報酬は定款第9条に定める範囲を、それぞれ超えることはできない。 (1) 理事長報酬 (2) 理事報酬 (3) 監事報酬 (4) 評議員報酬 (5) 評議員選任・解任委員報酬</p>	第4条	<p>(報酬等の額の算定方法) 役員等に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、別表1および別表2に定める範囲において決定する。 但し、役員等の報酬は定款第23条の規定により、別表3に記載の評議員会で別に定める総額の範囲を、評議員の報酬は定款第9条に定める範囲を、それぞれ超えることはできない。 (1) 理事長報酬 (2) 理事報酬 (3) 監事報酬 (4) 評議員報酬 (5) 評議員選任・解任委員報酬</p>
第5条	<p>(報酬等の支給方法) 報酬等の支給は、理事会または評議員会への出席等、法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。 但し、理事会、評議員会が同日開催の場合は、その額を1回の出席分とする。</p>	第5条	<p>(報酬等の支給方法) 報酬等の支給は、理事会または評議員会への出席等、法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。 但し、<u>理事会・評議員会</u>が同日開催の場合は、その額を1回の出席分とする。</p>
第6条2.	役員等が職務の遂行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。	第6条2.	役員等が職務の遂行にあたり、 <u>旅費</u> 以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。
附則	この規程は、令和5年4月1日から施行する。	附則	この規程は、令和5年4月1日から施行する。 この規程は、令和8年4月1日から施行する。
別表1	(理事長報酬) 月額 650,000円 (税込)	別表1	(理事長報酬) 月額 500,000円 (税込)
別表2	注) 理事会、評議員会が決議省略の場合の役員等報酬額は、2,500円/1回とする。	別表2	注) <u>理事会・評議員会</u> が決議省略の場合の役員等報酬額は、2,500円/1回とする。
別表附則	2022年度 第3回 評議員会 にて可決承認	別表附則	2022年度 第3回 評議員会 にて可決承認 2025年度 第3回 評議員会 にて可決承認